（訪問看護・介護予防訪問看護）

提供サービスの種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
開設者名称	医療法人社団静和会石井病院
事業所名称	医療法人社団静和会石井病院訪問看護ステーション
事業所所在地	〒056-0022 日高郡新ひだか町静内高砂町 3 丁目 3-1
事業所電話番号	0146-42-3031
ＦＡＸ番号	0146-43-3389
管理者名	米沢　裕子
窓口担当者名	米沢　裕子
職員数	4名
開設曜日及び開設時間	月曜日～金曜日 （祝日、7月第4月曜日、8月10日、8月15日、12月31日～1月3日は休み） 8時45分～17時45分
事業所の特徴（PR）	ご利用者の多くは、当院通院中の認知症要介護・要支援者の方です。療養中の生活やご家族の対応などの相談には、適宜医師を含め病院関係者と連絡調整を図りながら支援しています。 対象地区：　新ひだか町・新冠町
利用料金	介護保険法の利用料金設定に基づきます 生活保護の方は、自己負担はありません 詳細については別紙参照
ホームページ	http://www.ishii-hp.jp/

医療法人社団 静和会 石井病院訪問看護ステーション サービス費用のめやす

1割負担の場合

所要時間	資格	介護予防	要介護
30分未満	保健師、看護師	450 円	470 円
	准看護師	404 円	422 円
30分以上 60分未満	保健師、看護師	792 円	821 円
	准看護師	711 円	737 円
60分以上 90分未満	保健師、看護師	1,087 円	1,125 円
	准看護師	975 円	1,009 円

※ 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

≪加算≫

○ 初回加算 ～ 初回の利用月に1月につき300円の加算をします。

○ 特別地域加算 ～ サービス費用の合計に15%の加算をします。

○ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ～ 1回の利用につき6円の加算をします。

○ 退院時共同指導加算（該当する方のみ）～医療機関等の退院時に主治医と連携して在宅生活における必要な支援を行った場合、初回訪問時に600円の加算をします。

(例)月に4回　要介護者30分未満の利用をした場合（看護師・保健師）

訪問看護費				計		特別地域加算		サービス提供体制加算		合計
470 円	×	4 回	=	1,880 円	+	282 円	+	24 円	=	2,186 円

*生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。